

生産性向上特別措置法に基づく「導入促進基本計画」の策定について

区では、平成30年6月6日に施行された「生産性向上特別措置法」に基づき、国の同意を得て「導入促進基本計画」を策定し、区内中小企業・小規模事業者等に対して、「先端設備等導入計画」の認定を開始したので、報告する。

1 策定の効果

区内中小企業・小規模事業者等が、労働生産性向上のため、新たに先端設備等を導入する際に、「導入促進基本計画」に基づく「先端設備等導入計画」を区に提出し、事前認定を受けることで、固定資産税などの優遇措置を受けることができる。

2 主な優遇措置

- (1) 「先端設備等導入計画」に基づき導入する、新規設備の固定資産税（償却資産）が3年間ゼロ～1/2に軽減となる。東京23区の固定資産税の特例率については、都条例でゼロと定められた。
- (2) 固定資産税の特例率をゼロとした自治体においては、「ものづくり・サービス補助金」など、中小企業支援に関する国の補助金の優先採択を受けることができる。

3 導入促進基本計画

別添資料のとおり

4 目標

認定件数年間10件以上を目標とする。また、先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性が年平均3%以上向上することを目標とする。

5 対象設備等

対象設備は経済産業省が定める先端設備等の全てとする。また、対象地域は区内全域、対象業種は全業種とする。

6 計画期間

平成30年7月31日～平成33年7月31日

(国の同意を得た日から3年間)

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

〈杉並区の人口〉平成30年6月1日現在：568,313人

近年は転入者の増加により増加傾向にあり、平成29年11月現在の調査では、杉並区の人口は23区中6位、人口密度は16,571人/1km²で23区12位となっております。

〈杉並区の産業構造〉

H28 経済センサス基礎調査

分類	事業所数	従業者数	分類	事業所数	従業者数
農業，林業，漁業	11	52	金融業，保険業	194	4,388
漁業	0	0	不動産業，物品賃貸業	2,604	8,050
鉱業，採石業，砂利採取業	0	0	学術研究，専門・技術サービス業	1,057	4,701
建設業	1,171	9,815	宿泊業，飲食サービス業	3,104	18,977
製造業	463	3,644	生活関連サービス業，娯楽業	1,757	8,366
電気・ガス・熱供給・水道業	6	336	教育，学習支援業	772	9,722
情報通信業	494	6,775	医療，福祉	2,057	26,667
運輸業，郵便業	289	8,782	複合サービス事業	54	799
卸売業，小売業	4,356	33,124	サービス業（他に分類されないもの）	857	13,051
合計				19,246	157,249

〈杉並区の中小企業の景況〉

杉並区の中小企業の景況（調査時平成30年1月～3月）を業種別に見ると、不動産業と建設業は前期調査時同様に売上額、収益ともに増加傾向を強め、良好感で推移し、小売業は、売上額の減少がやや弱まり、収益は減益幅で推移した。製造業やサービス業は、売上額の減少幅が大きく拡大し、厳しい状況であったほか、卸売業は低調感が強まっている。

〈杉並区の中小企業支援〉

① 商工相談、中小企業資金融資あっせん窓口の設置

商工相談においては、中小企業診断士の資格を有する相談員が、各種相談（創業・販売促進・資金繰り・労務・経営等）に対応している。なお創業相談については、特定創業支援事業による支援を行っており、同一フロアで隣接する東京商工会議所杉並支部（認定連携創業支援事業者）の相談窓口と連携し、創業時等の諸課題を解決する。

また、事業経営のために必要な資金（経営一般・経営基盤強化、安定化・新事業展開

等)並びに中小企業者として事業を開始するために必要な資金(創業支援)の融資相談窓口を設置し融資あっせんを行っている。

② 講座・セミナーの開催

区主催、西武信用金庫(認定連携創業支援事業者)主催(区共催)で、地域の定着と発展につながることを主なテーマとした創業セミナーを実施し、杉並区の地域特性に対応した業種等の創業を支援する。

また、中小企業勤労者を対象としたメンタルヘルズ講座、健康講座等を行っている。

③ インキュベーション施設の運営

インキュベーション施設(創業支援施設「阿佐谷キック・オフ/オフィス」全9室(入居期間2年)を設置、月4回、相談員を現地に派遣し経営相談を行うとともに、半年に1回個別ヒアリングを行い、事業の進捗状況を把握し必要に応じて今後の事業展開についてアドバイスを行う。

④ アドバイザー派遣事業

区内に創業しようとする者の創業時の支援、また、区内事業所の経営の改善や発展のために必要な助言・指導を行う専門アドバイザーを派遣する。

以上のように、中小企業の実態等は厳しい状況に置かれており、生産性の向上を含め、支援を強化していくことが求められている。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、区内中小企業者の生産性向上を図る。そのための目標として、区内中小企業者から提出される「先端設備等導入計画」については、計画期間中に年間10件の先端設備等導入計画の認定を目標値とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(導入促進指針に定めるものをいう。)が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

「住環境と調和したすぎなみの産業」として、卸・小売業をはじめ、不動産、飲食サービス、生活関連サービス業など、区民生活に直接かかわる業種の産業や、建設、製造業など秀でた製品・技術を持つ企業が拠点を置くなど、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において、対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項で規定する先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

杉並区の産業は、住宅都市という性格を持ち、住宅地域に事業所も存在しているほか、鉄道3路線（中央線、井の頭線、西武線）の駅周辺にも数多くの事業者が点在しているという立地条件から、広く事業者の生産性向上を実現する観点において、本計画の対象区域は、杉並区全域とする。

(2) 対象業種・事業

杉並区の産業は、卸・小売業をはじめ、不動産、飲食サービス、生活関連サービス業など、区民生活に直接かかわる業種の産業や、建設、製造業など秀でた製品・技術を持つ企業が拠点を置くなど、多様な業種が区の経済・雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組みは多様である。本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・ 「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律」(昭和23年法律第122号) 第2条に規定する営業を営む者でないこと。
- ・ 杉並区暴力団排除条例（平成24年3月22日条例第5号）第2条に規定する暴力団等でない者。
- ・ 先端設備等導入計画の提出時、区民税を滞納している者は対象としない。（納期到来分まで）
- ・ 杉並区環境基本条例（平成9年3月21日条例第3号）第7条に規定する事業者の責務に配慮すること。
- ・ 杉並区景観条例（平成20年12月9日条例）第6条に規定する事業者の責務に配慮すること。

- ・先端設備等導入計画を認定した者の進捗状況について、区は調査を実施する場合があります。
- ・区は認定に際して、導入促進基本計画に適合することを確認するため、必要に応じて追加資料の提出を求めることができる。